

フランスの政教分離原則

——その虚像と実像——

大石 眞

一 はじめに

(1) ヴォルテールの言い草ではありませんが、東洋的でも哲学的でも研究的でもないものですから、どのような形の報告になるか判りませんが、これまで私が多少勉強してきたところをご報告して、ご指導を仰ぎたいと思います。

先般来、この研究会に参加させていただいています。が、皆さまのように思想的な分析というのは得意ではありませんので、専門の関係から、とりあえず制度とい

いますか、法律の問題になりますけれども、そちらのほうの議論を中心にした報告をさせていただきます。

フランスの政教分離原則というのが、全体の表題です。その「虚像」と「実像」というふうに書きましたのは、次のような意味です。つまり、原則というのは問題ないのですけれども、「政教分離」ということで何をイメージするか、必ずしもきっちりした踏まえ方がされていないようですから、そのイメージから来るものだけを「虚像」といい、具体的な制度あるいは法律制度に基づいているものを、「実像」と表現いたしました。

今言った「政教分離」というのは、いわばイデオロ

ギーといえますか、理念的に考えられた場合の問題と、具体的に制度として組み立てられた場合の問題と、二つの次元があります。フランスには「政教分離」というびつたりした言葉はありません。けれども、それに代わる言葉としてライシテ (Laïcité) という言葉が使われるわけですが、理念としてのあるいはイデオロギーとしての「ライシテ」を語る場合と、法規範としての「ライシテ」を語る場合とは、やはり違うのだという認識があります。この意味でも、フランスのあり方は「政教分離」を考える際に少し参考になるのではないかと思います。

(2) 日本では「政治と宗教」という言いかがよく行われ、フランスですと政治的なものと宗教的なものということも言われますが、法律制度としてはむしろ「国家と教会」という対比が行われます。「政教分離」を政治と宗教との分離と読めば読めないこともありませんが、そういう意味で「政教分離」という言葉を使うというのは、戦後、田上穰治先生が使ったのが最初だというふうに言われます。けれども、実はそうではない。

例えば、すでに一九〇七年（明治四十年）に、小野塚

喜平次先生（東大の政治学の開祖）が、「フランスにおける政教分離問題の政治的観察」という論文を書きになっています。小野塚先生はその十年前だったと思います。ドイツ・フランス等に三年間いらっしやって、ちょうど世紀末の、今から述べるような分離への歩みを観察されたようでして、関心をお持ちであった。そこに、表題にありますように「政教分離」という言葉が使われておりまして、ここでは「政権」と「教権」の分離という形で正確に意味が捉えられているように思います。

さて、「ライシテ」という言葉がフランスでは比較的新しいので、古くはモンテーニュのエッセーのなかに「ライクな方法でものを考える」というような表現はあるのですけれども、それを別とすれば、その言葉が定着するようになるのは、だいたい第三共和制が始まるぐらいのところですよ。一八七一年の「リトレ」という有名な辞書がありますが、あの中で採用されたのが嚆矢と言われております。

しかも、「ライク」あるいは「ライシテ」という場

合には、いろいろな意味が込められております。まず

「ライク」という言葉が、「ライコス（俗人）」という意味をもつものですから、そうでない聖職身分にある者という意味をも指しますが、そこから転じて、その主体であったカトリック教会の勢力に反対するアンチ・カトリックという意味を持ちうる。ですから、フランスでは、ライシザシオン (laïcisation) という言葉を使う場合には、あまり良い意味で使わないのが一般的です。

ただ、ライシテというのは、「非宗教性」とか訳しますけれども、その場合の意味は、主として宗教的中立性 (neutrality) ということにあるようです。

二 公認宗教制度の構造

(1) さて、言葉にこだわりましたが、それは「政教分離」という言葉がいろいろな意味をもちうるからです。フランスで、その後ライシテ（政教分離）といわれるものがどういうふうに発展してくるかといえば、ご承知のように、十九世紀のはじめに公認宗教制度といわれるも

の基礎が固まりました。人によっては、コンコルダ制

度 (régime concordataire) とも言いますが、ローマ教皇と各国政府との条約、国際法上の条約としてカトリック教会の各国における地位を定める「政教条約」と日本では訳されるのでしょうか、これが定められた。

全部で十七カ条で、それほど長いものではありませんが、その中でフランス政府がカトリックの教えについて、「フランス国民の大多数の宗教である」ということを認めるといことが明文化されています。これはナポレオンが主導権を握って、宗教なき社会は羅針盤なき社会であるという方針のもとに、革命以後のいろいろな混乱から抜け出すための一つの方法であったのだというふうにも言われます。これも重要ですが、この条約そのものは国際法上の条約ですから、これを国内法化しなければいけない、つまりフランスの国内法制として取り入れなければいけない。その政教条約の中身をフランスの国法として取り入れるという場合に新たな法律が必要で、それが翌年一八〇二年にフランス国内法で定められ、布告される形になります。

その時に、実は、条約附属法規 (Articles organiques) といわれるものが一緒に定められます。先ほど言いましたように、政教条約 (コンコルダート) そのものは短くて十七カ条ですが、この附属法規というのは非常に長く、全体で七十七カ条あります。カトリック教会と大司教から始まる聖職位階制の問題を細かく定め、さらに司祭の俸給などの扱いなども全部ここで定めているという非常に詳しい条文です。しかも、これは本来カトリックに關係する政教条約、その附属法規ということですが、実はプロテスタントにも一般的に適用される法律として定められていたという点において、むしろコンコルダートそのものより附属法規のほうが非常に基本的だという分析をする人が多いようです。

(2) そこで、どういう形で公認宗教体制が取られたのかということなのですが、公認 (reconnaissance) というのは、一般的に合法的なものと認めるといような程度のものでありません。いわば公法上の団体として位置づけるわけですから、現在のドイツ憲法、つまりワイマール憲法の条項を引き継いでいるドイツ憲法のもと

で、伝統的な教会が「公法上の団体」と位置づけられているのと同じ構造を取るわけです。

その中にカトリックが含まれるのは当然ですが、プロテスタントの二派 (ルター派と改革派) が含まれます。そしてユダヤ教もこれに入ります。したがって、その四つの宗派が公認された宗教として、公の地位をもつということになるのです。もちろん、この中でいけば勢力をもつのはカトリックでありまして、これはご承知の通りであります。

アンシャン・レジームでは、カトリックが国教であったのに対し、フランス革命が起こって断絶し、しばらくして国教というわけではありませんが、公認宗教体制がとられるということになりました。ただし、四つの公認宗教体制といわれますけれども、やはりカトリックが事実上の国教だというわけでした (実際にも、現在は国民の八五%ぐらいカトリックですけれども、当時をもっと比率は高い、そういうような状況のもとでの公認宗教体制ですから、カトリック教会が非常に勢力をもっているというのは当然のことです。

(3) ついでに、いま八十数%以上がカトリックだと申し上げましたが、日本だと、そういう表現をとります

と、かなり宗教色が強いような感じをもちます。が、そうではないので、ちゃんと毎月ミサにいつているレギュリエ (réguliers) といわれている人は一割弱です。あとはセゾニエ (saisonniers) あるいはオカジオネル (occasionnels) という言葉が使われますが、結婚式などの時にだけ教会に行く、あるいは季節行事に行くというぐらいの人のほうが圧倒的に多いという調査結果があります。あとでも関連するのですが、それに加えて宗教事情を言っておきますと、現在フランスの国民は、五千八百万人ぐらいですか、その八割以上が一応カトリックです。

第二の宗教団体というのはイスラムです。数は正確にはわかりませんが、三百万から四百万人がイスラム教ということです。かつての公認宗教の中にも入っていないものですから、いろいろな意味で軋轢が生じているように、数年前にはチャドルの着用事件がありました。政教分離問題で騒がれたことがあります、これにはそうい

う背景があります。

(4) 話を元に戻しますと、こういう状況ですから、カトリックが事実上の国教でありまして、一八一四年の憲法 (シャルト) では、フランス国民の宗教であるという条文もあります。それは、公役務 (service public) として位置づけられるということになりました、要するに、カトリック的な行事であるとかカトリックが主体となつてやる仕事というのは、公の色彩をもつというのは当然なのです。それが一八〇一年から一九〇五年まで一世紀後まで続くことになります。

ですから、十九世紀は、全体として事実上のカトリック国教制度、すなわち公認宗教体制であったというように総括できるかと思えます。もちろん、こういう体制に対する反対というのは当初からありました。そこで、十九世紀全般を通じて分離という問題がでてくるのですが、その場合に、先に申し上げたイデオロギー、あるいは理念としての「ライシテ」の問題として、ずっと検討されるわけです。

三 政教分離法への歩み

(1) これが法規範へ、「イデオロギーから法規範へ」というのは、著名な公法学者ジャン・リベロ (Jean Rivero, 1910-) の言葉ですが、政教分離、つまり、「ライシテ」というのがイデオロギーから法規範へと移るの、二十世紀の初めのことです。

ただ、とくに第三共和制に入ってから、先に言いましたように、「ライシザシオン」という少し悪い意味で使うような方向での理論や歩みもあったようで、共和派の立法プログラムとして、かならず「ライシテ」あるいは「ライシザシオン」ということが語られる。とくに、「先陣としての教育」のライシテと書きましたけれども、教育の場面で、とくに初等教育の場合について、これが言われるわけでした、公教育の場面でまずライシテを確立するというのが、実は歩みが早いのです。

もちろん、その前から「ライシザシオン」の動きはありましたが、具体的にこれが立法プログラムとして上がってくるというのは、一八七九年二月の総選挙の結果で

す。つまり、下院・上院全部共和派で占められるということになりますと、王党派のマク・マオン大統領は辞めていますから、結局、政府要職は全部共和主義者で占められる。ということ、これは「共和派の共和国」という言葉が使われますが、これが確立してからライシテへの具体的な立法の動きが始まる、というように言ってさしつかえないと思います。

この場合、当面の敵というのは、とくにガンベッタの言葉がよく引用されますが、「我々の敵はカトリックだ、教会だ」ということになります。要するに、政教分離とか「ライシテ」という場合の対象は、アンチ・クレリカリスムということで、反教権主義あるいは反聖職者主義・反カトリック主義というかたちでスローガンが固まるのです。

(2) 今言ったように、教育の場面で先陣を切るわけですが、ジュール・フェリー (Jules Ferry) という文部大臣の時代に、一八八一年から八二年にかけて二つの法律が定められます。これは、教育の内容に関するもので、初等教育において、道徳教育・公民教育というのがあっ

たのですが（そこで従来はカトリックを教えるというのが明文化されていたわけです）、まずこれを排除するという形で教育内容のライシテを確立するというのが、ジュール・フェリーの時です。

しかし、当時は教育を担っているのは聖職者がかなりの数を占めていますから、教育の内容のライシテを要求するだけでは収まらないのです。そこで、教える人間そのものを、やはり聖職者でない者というようにしないと、この理念が生かされないということになりますので、一八八六年に教科のライシテではなく、いわば教員のライシテを確保するために、ゴブレ法というのが定められるのです。もちろん、これは初等教育での教員のライシテなのですが、中等教育でも解釈上修道会メンバーは駄目だというような解釈が判例で出ております。

ここで「判例」というふうに申し上げましたけれども、判例という場合に二つの点で注意が必要です。一つは、日本みたいな裁判制度ではありませんから、現在ドイツでもフランスでもそうですが、民事・刑事事件を扱う司法裁判所の系統と行政事件を扱う行政裁判所の系統

というのが分れている。ですから、行政裁判所が登場するということもあるし、司法裁判所が登場することもある。ついでに申し上げますと、コンセイユ・デタというのは、国務院とも訳されますが、裁判所の機能を果たす場合は、最高行政裁判所という意味です。一方、「破毀院」自らは判断はしないで破毀するだけのものですから、破毀院という訳がつけられていますが、これは民事・刑事事件の最高裁判所です。

その二つの裁判系統があるということ、もう一点注意しておきたいのですが、公認宗教制度のもとですら、宗教団体の内部的な紛争とかいう問題は、公法上の団体、公法人の中での争いになりますから、民事事件としていくのではなく、行政裁判所の管轄なのです。いずれにしても、先ほど言いましたように、裁判というときには、司法裁判所あるいは行政裁判所の両者があるということ、これを承知しておく必要があります。

(3) ともあれ、こういうように、一八八〇年代に入りますと、共和派の動きというのは強くなるわけです。そこで、ローマ教皇としても態度決定を迫られるというこ

とになりまして、従来の態度でいいのか、すでに政治体制としては確立した共和派の共和国にある程度同調するか、という態度選択を迫られるわけです。これは、「右」「左」という分け方をする場合のこの時点での一つの指標なのですが、「右」あるいは「左」という場合、フランスでは、カトリックであれば大体「右」になるのですけれども、その場合、もともと右派は王党派と結びついている。それがレジティミスト（正統派）といいますが、従来のロイヤル・ファミリー、具体的に言えばブルボン家になりますが、そういうものにロイヤリティを持っているという意味でのレジティミズムな右派は、大体姿を消さざるをえない。そうではなくて、カトリック的な右派というのが別の分類に入りまして、これが、結果としては王党派と結びついていたという状況があります。

今のレジティミストの右派とカトリック的右派というのは、アンドレ・シグフリード (André Siegfried, 1875-1959) というような大家が使っている言葉ですが、そういう流れがある。しかし、いずれにしても、カトリック側としては、従来は共和派との連合というのはあま

り組まないわけでした、共和国ではなくてむしろモナルシー（王制）の側に立っておりまして、そういうふうに見られていたわけです。

しかし、一八八〇年代から九〇年代が一つの転機でありまして、教皇庁側も、もはや共和国そのものというのは疑えない、共和国という政治体制を認めてこれに参加していくという方針をとらざるをえないということになる。これはラリマン (Ralliemant) という言葉で呼ばれますが、日本語だと「共和派への加担」とでもいうのですか、それが行われる。しかし、一枚岩ではありませんから失敗し、その間に共和派の立法プログラムが着々と実現していくわけです。

(4) その中で、現在も残っている非常に有名な法律が、二つ登場することになります。まず、一九〇一年七月には、俗にいう「結社法」、正確に言うところ「非営利社団 (association) の契約に関する法律」が制定されます。このアソシエーションというのは、会社、つまり営利目的の団体・利益配分機構としてのソシエテ (société) というのとは違って、営利目的・利益配分という要素は一切

入らないという厳然たる区別があります。

それを結成する場合にどうするかという点を定めたのが、この「非営利社団の契約に関する法律」です。法律の議論として正確に言いますと、「契約」というのは相互の利益があつて双方行為ですが、これはある団体をつくるということですから、全部同じ方向に向けられた、ドイツ風に言うところ Vereinbarung、つまり合同行為なのです。ルソーの社会「契約」(contract social) という言葉もそうじゃないかという気がするのですが、ともかくそういう法律がつくられた。

この法律は、二面性をもっていますが、日本ではとかくその一面である結社の自由を確立したという点でのみ注目される。結社の自由を確立したというのはどういう意味かといいますと、従来一八一〇年につくられたナポレオン刑法典の下では、集会とか結社をもつ場合は許可制で、許可を受けないと違法な集会・結社となつて罰せられるというのが、刑法典(旧法)の二九一条から二九四条にかけて書いてあるのですが、まずこれを廃止するというのです。

そうして自由に団体を結成することができる、そのためには届出すら必要としない。従来は届出をしないと非合法とみなされていたのですから、そこに大きな違いがあるのですが、どういう目的であれ何人でもいい、とくに要件なしで団体をつくることができるということを一般的に認めたという意味において、結社の自由が認められたとされます。

ただし、これが法人格をもって、いわば非営利法人として活動するというような場合はどうかというと、いろいろな対外関係、債権・債務関係が発生しますから、その権利義務関係をはつきりさせるために届出を必要とします。だから、届出をしたら法人格を取得するというわけです。その場合に、形式主義をとり、日本でいう準則主義ですが、一応の要件が整っていればそれで受け付けるということになります。

(5) これは、たしかに結社の自由なのですが、ただ、いわゆる結社法というのは非常にヤーヌスの立法でありまして、一面では一般的な自由主義原理を働かせますけれども、他方、修道会 (congregation) というものにつ

いては、非常に厳しい態度を取る。先ほどゴブレ法について、修道会のメンバーが教員資格を剝奪されるということを書き上げましたが、それとも連動しておりまして、修道会を設立するという場合には、いわゆる公益法人と同じように非常に厳しい許可制が布かれるわけです。当初は、立法でその認可を与えないと法人になれないし、修道会の結成もできないというような体制でした。非常に厳しいものです。現在はその分だけ改正されて、許可制は許可制ですが、政府の命令でできるというようになっています。

ただ、アンチ修道会という意味合いをもつことは間違いないところで、その部分が現在でもずっと生きている、ということに注意を払う必要があります。非常に古いのですが、れっきとした現行法でありまして、現在でもこれが結社あるいは法人格の問題を考える場合の一般法です。ちなみに、ドイツでは、法人の問題は民法典の中に書いてある。フランスではそうではなくて、一般的な法人の場合には、この結社法に書いてあるのです。ですから、民法の中ではまったく出てこないという状況で

す。

(6) さて、これが反修道会法みたいな意味をもっていきますから、ヴァチカン（ローマ教皇庁）との関係も非常に悪くなり、一九〇四年の七月には事実上大使を召還したりして、外交関係は断絶するということになりました。そこに追い打ちをかけるように定められたのが、一九〇五年末に定められた政教分離法という法律です。この政教分離法というのは俗称でありまして、正確には「諸教会と国家との分離に関する法律」というもので、全体で四十四カ条のものです。いわゆる政教分離の主義をとるわけですから、従来の公認宗教体制を支えていたものを全部廃棄する。したがって、一八〇一年の政教条約（Concordat）、一八〇二年の附属条規（Articles organiques）を立法化したものを全部廃止するということになります。こうして、宗教公認の禁止および補助金を支出することを原則的に禁止するというわけです。

ただ、宗教を公認してはならないというのは全面的な要求なのですが、補助金支出については原則的な禁止というふうに書きました。これには意味があつて、但書に

よる例外があるわけです。憲法原則としてのライシテのところで、補助金（subvention）の問題というふうに書いてありますが、補助金を出してはいけないという政教分離法第二条には但書があるわけです。つまり、一定のものについては予算計上もできますし、宗教に係る予算というのがすべて廃止されたわけではなく、例外的な場合には残されているのです。その意味で、原則的な禁止という表現にしておきました。

なお、日本の場合だと、憲法第八十九条で公金支出をしてはならないし、公の財産を使わせてはならないという公的財産の供与の禁止という原則が加わるのですが、フランスではそれはありません。なぜなら、ご承知のこととは思いますが、フランスのカテドラル、要するに大聖堂以下のかかなり大きな古くからあるものは、ほとんど全部が国・県または市町村が本来所有するものなのです。これらは、公認宗教体制のもとで、又はそれ以前に建てられたものです。

それが政教分離体制に移るときに、もともとの所有権は、国・県または市町村のものですから、その独占的な

利用権あるいは占有権をだれに与えるかというのが、ここでの問題になるわけです。そのため、日本のように公的財産を一切貸さないという法制ではないのでして、ここが大きく違うのです。とりわけ国のものだから一切使わせないということになりますと、それこそ宗教活動を全面禁止することになりますので、とうてい採用できないでしょう。

(7) 政教分離法では、宗教公認の禁止と補助金支出の原則的禁止とが総則的な規定ですけれども、大事なのはむしろ第三のポイント、つまり法人としての「信徒会」というもので、従来の公法人がもっていた教会資産をどこに移すか、あるいは国・県または市町村が所有する大聖堂なり教会堂なりを、どういうふう利用するかというの、問題になるわけです。

その場合の受皿として「信徒会」（association cultuelle）というものをつくる。これには一定の条件があり、人口何人のところは何人ほどのメンバーがいなければいけないといった、かなり細かい規定があります。その要件を満たした上で、結社法のシステムにしたがつて届出をす

ると、法人格を与えられる。そうすると権利義務の主体になりますから、従来の教会資産をその「信徒会」に移すことになります。それから、大聖堂・教会堂などの独占的な利用権・占有権も、そこに移します。こうした法制度をとるのが、いわゆる政教分離法のかなり大きな部分なのです。

日本ですと、どうしても、①公認宗教の禁止と②補助金支出の禁止のみが中心なのですが、明治憲法から現行憲法に変わったときも、やはりそういう問題がありました。従来、社寺等に貸し付けてあった国有財産をどうするかという問題が、正しくそれに関連するものです。その場合に、フランスでは受皿として法人格をもつものを設定し、私法上の法人に権利義務関係をすべて帰属させるという方式を取ろうとした、ということになります。

四 政教分離制度の運用

(1) では、そういうふうに分められた政教分離というのは、どのように運用されてきたのか。この点が、また、日本ではあまり理解されていないところです。日本

では、今述べたような公認宗教体制を前提とし、あるいはそれを前提として政教分離、反カトリック的な意味合いで政教分離を行なったということだけに注目しますから、たとえばカトリック法学者の田中耕太郎先生は、フランスの場合、非常に「敵対的」な分離なのだというような表現を取られました。

しかし、そうであるかどうかは、その後の情勢を詳しくくみないと判らないので、フランスでは、むしろ一九二〇年代、遅くとも一九二五年には敵対的な分離から「友好的」(amicable)な分離に移ったのだ、ということがよく言われます。しかも、この点では、フランス現代史・法律学・教会法などの専門家の意見がすべて一致しているのです。つまり、一九二五年の時点、第一次世界大戦後のいわゆる両戦間期に友好的な分離が確立したというように評価されるわけです。

このことを、とくに「Modus vivendi」つまり「和解策」とか「暗黙の了解」とか「妥協案」とかいいますが、そういうものが事実上成立して、これが今日までずっと続いているというわけです。そこには、今から述べ

るように、大きなきっかけがありました。

(2) まず、教会堂利用権・利用権といっても誰もがアクセスできるというのではなくて、独占的な排他的な利用権ですから、要するに占有権ですが、その教会堂の占有権の問題があります。どこにそれを帰属させるか、「信徒会」に帰属させるというのは判るのですけれども、どういう「信徒会」に帰属させるかというのが、一つの問題です。この点を定めていたのが、政教分離法の第四条ですが、法人たる「信徒会」ができればそこに移転させ、それに独占的に使用させるということで決着がつきます。が、その場合に大きな問題がありました。

どういうことかと言いますと、プロテスタントおよびユダヤ教の場合、法律ができて一年以内に、そういう「信徒会」をたくさん作りました。ところが、カトリックの場合には、それが聖職位階制に反する組織になるからということで、ローマ教皇庁からその結成は禁止するという回勅が出ます。もちろん、いわゆるガリカニスムの伝統がありますから、フランス教会は最初からこれに従ったわけではないようで、司教会議等を開いて検討し

たようですが、結局、これに従うということになりました。そこで、人口の大部分を占めるカトリックの場合に、受皿としての「信徒会」ができないということになります。もちろん、これができないと教会財産の移転もできませんし、多くの国民が宗教活動を営むということが全くできなくなるといふ状況になって、非常に問題になったのです。

これが、実は、政教分離法の最大の運用問題でありまして、ここから約二十年間、政治的な大問題としてずっと持ち越されることになります。どうしたかと言いますと、「信徒会」ができないものだから、さっそく立法ができてまして、とりあえず暫定的に、それを作らなくても集会を開き、利用することができるといふようにすぐ変えました(一九〇七年一月)。要するに、「信徒会」の結成を義務づけないということで、非常な緩和策を打ち出したわけです。そこで、カトリックの側でも内部紛争みたいなものがないようにも起こるわけで、信徒たちでつくった信徒会の司祭と司教により任命された司祭との間

で、ある教会堂の独占的な利用をめぐる争いが起こり、どちらに権限を与えるかという問題が、行政裁判所に持ち込まれます。

レジュメにある分離法四条解釈問題といえますのは、政教分離法第四条に「信徒会」をつくる目的が書いてあって、「その活動を確保しようとする宗教の一般的な規律にしたがって」つくられるという一文があるのです。これは原案にはなかったのですが、ジャン・ジョレースの提案で途中から入ったものでして、これでうまく政教分離法の第四条が成立したといういきさつもあるのです。それはともかく、暗黙の了解として、「その活動を確保しようとする宗教の一般的な規律にしたがって」というのは、カトリックの場合、司教の権威の下にあるということを踏まえたものだと言われておりました。これを行政裁判所が採用し、その意味でカトリック側からみて正統な司祭のほうに占有権・利用権を与えるということになったのが、「デリアール神父」事件というものです（一九〇八年二月）。同じような事案が、一九一一年七月にも出ております。

場合に、教会堂や大聖堂を利用し、そこで自律的に宗教活動をするという従来のやり方はまったく変らないというところが、制度的に保障されたということです。

さらに、政教分離法によりますと、一般的に宗教的な集会を開く、あるいは集団行進をするという場合には、市町村長の許可が必要です。そこで、反カトリック的な勢いが強かった時に、街頭運動（manifestation）のような宗教活動ですが、日本でいうと稚児さん行列などもそれに当たるのでしょうか、そういう活動もすべて許可制だと書いてあるのです。それを厳格に適用して、禁止又は制限した市町村長がいて、ある調査によりますと、政教分離法施行後三十八年間に、少なくとも訴訟が一三七件起こっているようです。けれども、そのうちのほとんどが越権行為だということで取り消され、市町村長の措置が有効だと認められたのは、わずか五件にすぎません。というように、通常の宗教活動なら何も規制を加えることはないという形に落ち着いたといえます。

(4) そこで、最初、カトリック教会の立場は危うくなるように考えられたのですけれども、蓋をあけてみた

ですから、非常に早い時点で、分離法第四条を軸にしてカトリックの聖職位階制に沿うような解釈が行われ、それに沿った解決が図られたわけです。これで、聖職位階制に反するという態度を取っていたカトリック教会側とも少し歩み寄りを示すわけですが、さらにそれを裏づける裁判所の判断があります。それが、一九二二年二月に、最高司法裁判所である破毀院で出された判断です。このように、行政裁判所も通常の司法裁判所もほぼ同じ態度を取っておりまして、司教と正統な関係にある神父のほうを勝たせる判断をしました（「フォルチオリ神父対コロンナ神父」事件）。

(3) 一九三八年の行政裁判所の判決ですが、この「トゥーロン神父事件」というのは、教会堂の内部については司祭がすべて責任を持ち、警察権をもつ、だからそこに他のものが介入してはならない、と述べたものです。もともとと教会堂そのものが市町村の所有物ですから、本来その鐘を鳴らす役人がいても良さそうなものですが、それが勝手に鐘を鳴らしたり、止めたりすることはできない、としたわけです。要するに、カトリックの

ら、従来通りカトリックの活動は保障される、教会自律権も尊重されるということが判明しました。そこで、ヴァチカンとフランス政府との関係を修復することなどが行われます。これは第一次世界大戦後のことですが、事実上回復するのは一九二一年のことです。これは後述べるアルザス・ロレーヌの制度とも関係しております。つまり、従来ドイツ領であった三つの県がまたフランスに戻ってきますので、その体制をどうするかという問題もあり、両者が交渉せざるをえないという事情もあって、外交関係を戻しました。

その場合に、プロテスタントやユダヤ教と同じような「信徒会」という団体をつくるかどうかが問題になりましたが、諮問機関としてのコンセイユ・デタに相談をし、委員会もつくって検討した結果、一司教区に一つの会だけをつくるという案、つまりカトリック教会組織にも反しない、フランス国内法にも反しないという中間的な案を見いだしました。カトリック的な教会組織の特色を出すために、一つの司教区に一つだけつくるということで、「司教区会」というふうに名づけております。

もちろん、これを屈けるわけですから、実態は「信徒会」と同じなのですが、その長として司教が当然に入ります。これでカトリック側が満足し、教皇庁もこれは結成しても良いという態度を表明するということになります（一九二四年）。こうして、ようやくこの年から翌年にかけて「司教区会」がつくられることになり、一般的に、この頃をもって「友好的な分離」に変わったのだという評価をする所以です。古典的には、アドリアン・ダンセツ（A. Dassette）、現在ですと、ジャン・マリイユール（J.-M. Mayeur）、またはルネ・メッツ（R. Metz）といった現代宗教史や教会法の専門家も、すべてこの時期を基準にそう言うのです。

五 憲法原則としてのライシテ

(1) 時間の関係で、「憲法原則としてのライシテ」は省略しましょう。補助金の問題についてだけ言いますと、一九二四年、第一次世界大戦で死んだ兵士を弔うために、スペインの近くのベルギーという町で問題があったのです。日本でいう町葬を行なったため、政教分離法

違反ということで争われたのですが、コンセイユ・データの判決は、一回限りのものであり、継続的・永続的に支援するためのものではないというので、違法ではないと判断されました。

先ほど、補助金支出は原則的な禁止だと申しましたが、その意味は、いわば閉じた施設については、自由な宗教活動が保障できませんから、施設付きの司祭（プロテスタントの場合、牧師ということになります）については、公金を出すことができないというわけです。ですから、病院・軍隊・リセ・コレージュといったところだと、外部的な自由な行動・活動が制約されるということで、オモニエ（aumônier）「施設付き司祭」と訳するのが普通です」というものを制度化するのはまったく問題がないと考えられ、明文で認められているのみならず、今でも現に行われています。

(2) さて、一般的な政権と教権との闘いというのは、ひとまず終息状態に向かったわけですが、「学校問題」といわれるもの（question scolaire）のみが戦後に持ち越されました。しかし、これについても一九五九年の末、

いわゆるドゥブレ法が成立し、私立学校と国とが契約を結んで公金を出す、その見返りとして教科内容をライシクなものにするというような取決めが行われるようになりました。

ただ、この「学校問題」については、現在新しい側面がでてきて、先ほどいったイスラム原理主義にしたい、チャドルを着用して公立学校に来る生徒がいるものから、ライシテの原則に違反するのではないかという問題が起こった。そこで、内務大臣ジョスパンなどの通達が出ています。

もう一つは、一八五〇年のファルー法に、中等以上ですが、私立学校に二分の一までは補助金を出せるという規定があったのですが、これを改正してもう少し広げようとしたのですが、これは憲法違反だと判断されました。そういうような動きもあります。

六 アルザス・ロレーヌの特例制度

(1) ご承知のように、フランス東部、つまりドイツとの国境に、ライン川に沿った県が三つあります。オー・

ラン（Haut-Rhin）、バ・ラン（Bas-Rhin）、モーゼル（Moselle）がそれで、司教区でいうと、メッス司教区とストラスブル司教区の二つです。そこがウエストフリア条約（一六四八年）のちしばらくしてフランス領とされ、後は、ドイツとフランスとの間で領有権が変わるわけです。つまり、まず、一八七〇年の普仏戦争でナポレオン三世が転げ落ちたものですから、ドイツ帝国領として編入される（一八七一年）。ところが、第一次世界大戦後の一九一九年に、またフランスに再編入されることになりました。

宗教制度との関係で言いますと、その間、一八〇一年から始まるコンコルダート、つまり公認宗教体制の時期は、ずっとフランス領でありまして、その途中の一八七一年にドイツ領になったわけですが、その後もフランスではコンコルダート制度が続いている。ところが、ドイツ領になった後に、フランスの方では政教分離制度になりました。

そのため、第一次大戦後にアルザス・ロレーヌが再びフランス領になった時、どういう制度にするかという問

題が起こって参ります。これに決着をつけなければいけないということ、一九二四年に法律が定められます。

これによれば、①原則として民事法規・商事法規については、一般的にフランス法を全部適用するのですが（刑事法規はその前から施行されています）、②但し、結社に関する法規は例外とする、つまり一九〇一年の結社法は適用しない。さらに、③宗教関係の立法も適用しないということが定められています。この結社法の不適用と宗教関係法の不適用に基づいて、現在でもフランスでは、アルザス・ロレーヌの三県では、「地方法規」といわれるものが通用し、現に行われているのです。

(2) その特例的な「地方法規」の具体的な中身ですが、一つの特徴としては、ドイツ型の法人制度が取られていることがあります。つまり、非営利団体については、ドイツ民法典が適用されているわけです。それはどういう効果をもたらすかというと、ドイツの場合、法人格を取得する場合には事前のチェックがありまして、要するに、役所に一応届けるのですが、その場合、行政庁は異議申し立てができるのです。その団体の目的がおか

しいとか活動内容がおかしいという場合ですと、関係行政庁が異議申し立てをする。そうすると、登録することができない。登録した社団（Eingetragene Verein）のみが法人格をもつという制度ですから、社団としての登録が拒否されますと、法人格を取得することができません。その意味で事前チェックを受けるのです。

もう一つは、公認宗教制度が存続するということです。つまり、政教条約（Concordat）および附属条規（Articles organiques）というのが丸ごと存続しているということで、フランスは、この三つの県、人口でいいますと、ちょうど京都府全体の人口と同じで、約二百六十万人居ますが、その人々は、一般法としての政教分離体制ではなくて、従来どおりの公認宗教体制の下で暮らしていることになります。

実は、政教分離体制というのは、ヨーロッパの場合ですと、フランスがほとんど唯一といえるほどの存在で、その意味では特色のあるところですよ。その点において、アルザス・ロレーヌ地方のほうが、宗教的な制度としては、むしろヨーロッパ一般の姿に近いということになる

わけで、きわめて興味ぶかい姿になっています。

〔附記〕 本稿は、一九九六（平八）年二月八日の研究会における報告に補正を加えたものである。詳しくは、私の『憲法と宗教制度』（有斐閣、一九九六年）第一部を参照されたい。

（おおいしまこと・京都大学教授）